

畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要領

30 生畜 第 1874 号
平成 31 年 4 月 1 日
令和 2 年 4 月 1 日
令和 3 年 4 月 1 日
令和 4 年 4 月 1 日
令和 5 年 3 月 31 日
令和 6 年 3 月 29 日
令和 7 年 4 月 1 日
最終改正 令和〇年〇月〇日
農林水産省生産局長通知

第 1 趣旨

畜産生産力・生産体制強化対策事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たっては、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3畜産第1560号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 2 事業内容等

要綱第4の農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定める本事業の細目及び具体的な手続等は、次のとおりとする。

- 1 家畜能力等向上強化推進
別紙1のとおりとする。
- 2 畜産情報活用強化対策
別紙2のとおりとする。
- 3 肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進
別紙3のとおりとする。
- 4 和牛の信頼確保対策
別紙4のとおりとする。

第 3 事業実施の手続

- 1 要綱第27第1項の畜産局長が別に定める事業実施計画は、それぞれ別紙1から別紙4によるものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業実施計画を畜産局長と必要に応じ調整の上、要綱に定める交付申請書に添付するものとする。
- 3 要綱別表2に規定する重要な変更を行う場合には、あらかじめ畜産局長と変更する事業実施計画を調整の上、要綱に定める補助金変更等承認申請書に添付するものとす

る。

第4 事業の着手

- 1 事業の着手は、原則として補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- 2 1のただし書により交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、あらかじめ畜産局長の適正な指導を受けた上で、別記様式第1号により、交付決定前着手届(以下「着手届」という。)を畜産局長に提出するものとする。
- 3 畜産局長は、事業実施主体が行う1のただし書きによる着手については、事前にその理由等を十分に聴取して、交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても、必要な指導を十分に行うことにより、当該事業が適正に行われるようとするものとする。
- 4 交付決定前に着手した場合には、補助金交付申請書に着手年月日を記載するものとする。

第5 事業達成状況の報告

- 1 要綱第28第1項の畜産局長が別に定める事業達成状況の報告について、別記様式第2号にそれぞれ別紙1から別紙4までに定める様式等を添付の上、それぞれの別紙で定める期日までに畜産局長へ提出するものとする。
- 2 畜産局長は、1の報告を受けた場合には、その内容を確認し、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、事業実施主体に対し必要な指導等を行うものとする。

第6 事業の評価等

- 1 要綱第29第1項の畜産局長が別に定める事業評価の報告について、別記様式第3号にそれぞれ別紙1から別紙4までに定める様式を添付の上、それぞれの別紙で定める期日までに畜産局長へ提出するものとする。
- 2 畜産局長は、1の事業評価の報告を受けた場合には、その内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断される場合は、事業実施主体に対して必要な指導等を行い、改善計画を提出させるものとする。
- 3 2の改善計画の報告を受けた場合には、成果目標が達成されるよう指導等を行うものとする。ただし、事業実施主体が、自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合、あるいは社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難な事態

が生じていると判断される場合は、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。

- 4 3により事業実施主体から提出のあった改善計画の評価については、1及び2に準じて行う。

第7 助成の対象

要綱第30の畜産局長が別に定める助成の対象となる経費は、事業実施にかかる経費のうち、別表1に該当するもの及び第2の事業ごとにそれぞれ別紙1から別紙4までに定めたとおりとする。

ただし、別表1に該当するものにあっては、第2の事業ごとに別紙1から別紙4までに定められた事業の実施上、必要と認められ、かつ、最小限の経費を対象とする。

第8 事業実施期間

本事業の実施期間は、第2の1の事業については平成31年度から令和8年度まで、第2の2の事業については令和8年度まで、第2の3の事業については令和6年度から令和8年度まで、第2の4の事業については令和3年度から令和8年度までとする。

第9 不正行為に対する措置

畜産局長は、事業実施主体が本事業の実施に関して不正な行為又はその疑いがあると認めた場合には、事業実施主体に対し、当該不正又はその疑いの行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講じるよう求めるものとする。

第10 事業の要件

要綱第32第2号、第4号及び第8号の畜産局長が別に定める取組は次のとおりとし、対象とする事業は別表2に該当するものとする。

- 1 要綱第32第2号の環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）について、事業実施主体は、本事業の受益者からチェックシートを収集し、提出するものとする。チェックシートは、畜産経営体にあっては別記様式第4号-1を、民間事業者にあっては別記様式第4号-2を用いるものとする。なお、受益者の数が多い場合にあっては、当該受益者が各取組を実施した旨、受益者の氏名及び住所を記載したリストを提出するとともに、当該チェックシートを保管するものとする。
- 2 要綱第32第4号の労働環境の改善について、事業実施主体は、本事業の受益者のうち法人に対して厚生年金及び健康保険に加入していることを確認するものとする。
- 3 要綱第32第8号の配合飼料価格安定制度への継続加入について、事業実施主体は、要綱第18第1項の実績報告書の提出までに、本事業の受益者の加入状況について書面で確認するものとする。

第11 その他

本事業を実施する場合には、畜産局長は、この要領に定めるもののほか、事業の実施について、事業実施主体に対し、必要に応じ調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附 則（平成31年4月1日付け30生畜第1874号）

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い次に掲げる通知は廃止する。
 - (1) 畜産生産能力・体制強化推進事業実施要領（平成23年4月1日付け22生畜第2467号農林水産省生産局長通知）
 - (2) 草地生産性向上対策事業実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第1977号農林水産省生産局長通知）
 - (3) 国産飼料増産対策事業実施要領（平成17年4月1日付け16生畜第4390号農林水産省生産局長通知）
 - (4) エコフィード増産対策事業実施要領（平成20年4月1日付け19生畜第2396号農林水産省生産局長通知）
 - (5) 畜産競争力強化対策民間団体事業実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第1996号農林水産省生産局長通知）
- 3 2に掲げる通知によって平成30年度までに実施したものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（令和2年4月1日付け元生畜第1669号）

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度までに実施したものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（令和3年4月1日付け2生畜第1990号）

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則（令和4年4月1日付け3畜産第1561号）

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日付け4畜産第2515号）

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月29日付け5畜産第2576号）

- 1 この要領は、令和6年3月29日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月1日付け6畜産第3642号-1）

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別表1（共通経費）

費目	細目	内容	留意事項
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費（ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。）	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、一般競争入札とし、入札に至らなかつた場合は原則3社以上の見積もりによる随意契約とすること。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信にかかる経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷にかかる経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献にかかる経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な材料にかかる経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	普及啓発費	事業を実施するために直接必要なホームページ作成のためのサーバ利用料等の経費	
消耗品費		事業を実施するために直接必要な以下の物品にかかる経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う物品（3万円未満のものに限る。） ・CD-ROM等の記録媒体（3万円未満のものに限る。）	・消耗品は物品受払簿で管理すること。

	・試験等に用いる器具等（3万円未満のものに限る）	
光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費（ただし、基本料金は除く。）	
データ収集・処理・分析費	本事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な経費	
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費
	講師旅費	本事業を実施するために直接必要な研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費
謝金		<p>事業を実施するために直接必要な資料収集・整理、専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金等		<p>事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを見らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		<p>本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施で

		施、取りまとめ等)を他の者 (事業実施主体が民間企業の 場合、自社を含む。)に委託 するために必要な経費	きるものとする。 ・補助金の額の50%未満とするこ と。 ・事業そのもの又は事業の根幹を 成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う 場合は、利潤を除外した実費弁済 の経費に限る。
役務費	試験・分析費	事業を実施するために直接必 要な分析、試験、加工等を専 ら行う経費	
	その他役務費	事業を実施するために直接必 要であり、かつ、それだけでは成り立たない業務の役務等 に係る経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必 要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必 要な委託の契約書に貼付する 印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために新たに 直接雇用した者に支払う社会 保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために新たに 直接雇用した者に支払う通勤 の経費	
事業推進費	事業推進事務 費	本事業を実施するために直接 必要な取組に対する事務にか かる人件費	

※ 賃金は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22 経第960号大臣官房経理課長通知)に準じて算定するものとする。

別表2（支援対象の要件）

事業の種類	第10の1 (環境配慮のチェック・要件化(みどりチェック))	第10の2 (労働環境の改善)	第10の3 (配合飼料価格安定制度への継続加入)
1 家畜能力等向上強化推進			
(1) 乳用牛			
① 遺伝子解析情報を活用した長命連産性等に優れた乳用牛の改良推進	×	×	×
② 多様な育種素材の評価活用対策	○	○*	○
(2) 肉用牛			
① 地域固有系統の再構築等支援対策			
ア 近交係数上昇抑制改良手法の検討	×	×	×
イ 地域固有系統の再構築	×	×	×
② 多様な改良形質の活用推進			
ア 新たな改良形質のSNP解析	×	×	×
③ 多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策			
ア 産肉情報基盤の強化・活用	×	×	×
イ 新たな改良形質の検討・評価	×	×	×
ウ 肉用牛の出荷時期早期化対策	○	×	×
(3) 豚			
① 遺伝子検査等の推進	×	×	×
② 産肉能力データ収集体制の構築	×	×	×
③ 家畜改良体制の強化			
ア 家畜改良計画策定のため	×	×	×

の検討会開催			
イ 国産純粋種豚改良協議会における種豚群拡大	○	○*	○
ウ 種豚登録に必要なデータ分析及びプログラム開発	×	×	×
(4) 鶏			
① 始原生殖細胞 (P G C s) の凍結保存等技術の習得及び普及			
ア 技術習得の推進	×	×	×
イ 技術普及の推進	×	×	×
② 始原生殖細胞 (P G C s) の凍結保存等技術を導入及び推進する取組	×	×	×
③ 国産鶏種の育種改良推進	×	×	×
2 畜産情報活用強化対策	○	×	×
3 肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進			
(1) 肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に向けた取組支援			
① 早期出荷の全国普及推進	×	×	×
② 早期出荷コンソーシアムによる実証支援	○	○*	○
(2) 早期出荷牛肉の流通促進	○	×	×
4 和牛の信頼確保対策			
(1) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング体制の構築	×	×	×
(2) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング調査の実施	×	×	×

* 受益者が畜産経営体であって法人の場合には対象となる。

別記様式第1号（第4関係）

年　月　日

〇〇年度 畜產生産力・生産体制強化対策事業 交付決定前着手届

農林水産省畜産局長 殿

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

事業実施計画に基づく下表の事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変によって実施した事業に損失を生じた場合、当該損失は、事業実施主体が負担するものとすること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 事業に着手後、交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業量	事業費	着手予定期 年月日	完了予定期 年月日	理由

別記様式第2号（第5関係）

年　月　日

〇〇年度 畜產生産力・生産体制強化対策事業 達成状況報告書

農林水産省畜産局長 殿

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

畜產生産力・生産体制強化事業実施要領（平成31年4月1日付け30生畜第1874号農林水産省生産局長通知）第5に基づき、別添のとおり、事業の達成状況を報告します。

(注) 実施要領第2の1から4までの事業ごとに、それぞれ別紙1から別紙4までに定める様式（実施状況報告）、資料等を添付すること。

別記様式第3号（第6の1関係）

年　月　日

〇〇年度 畜產生産力・生産体制強化対策事業 事業評価報告書

農林水産省畜産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

畜產生産力・生産体制強化対策事業実施要領(平成31年4月1日付け30畜生第1874号農林水産省生産局長通知) 第6の1に基づき、別添のとおり、事業の評価を報告します。

(注) 実施要領第2の1から4までの事業ごとに、それぞれ別紙1から別紙4までに定める様式（事業評価報告書）、資料等を添付すること。

別記様式第4号－1（第10の1関係）

「みどりチェック」チェックシート（畜産経営体向け）

事業名		
組織名		
代表者氏名	□該当する方に○	
住所	申請時 (します)	
連絡先	報告時 (しました)	

Ver. 3.1

※該当する方に○

申請時 (します)	
報告時 (しました)	

解説書



- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からぬ場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

チェック	環境関係法令の遵守等
<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③ GAP・HACCPについて可能な取組から実践
<input type="checkbox"/>	④ アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
<input type="checkbox"/>	⑤ 正しい知識に基づく作業安全に努める
<input type="checkbox"/>	⑥ ※和牛生産を行っている場合（該当しない□） 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守
悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑦ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
<input type="checkbox"/>	⑧ ※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない□） 家畜排せつ物の管理基準の遵守
適正な施肥	
<input type="checkbox"/>	⑨ ※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	⑩ ※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
適正な防除	
<input type="checkbox"/>	⑪ ※飼料生産を行う場合（該当しない□） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input type="checkbox"/>	⑫ ※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	⑬ ※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の使用状況等の記録・保存
エネルギーの節減	
<input type="checkbox"/>	⑭ 営舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響の防止	
<input type="checkbox"/>	⑮ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑯ ※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農業収穫法（昭和23年法律第82号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました → □

別記様式第4号-2（第10の1関係）

「みどりチェック」 チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名	Ver. 3.1	
組織名		
代表者氏名	該当する方に○	
住所	申請時 (します)	
連絡先	報告時 (しました)	

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からぬ場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。



チェック	環境関係法令の遵守等
<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④ 正しい知識に基づく作業安全に努める
エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
<input type="checkbox"/>	⑤ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
<input type="checkbox"/>	⑥ 環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑦ ※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
<input type="checkbox"/>	⑧ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑨ 資源の再利用を検討
生物多様性への悪影響の防止	
<input type="checkbox"/>	⑩ ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
<input type="checkbox"/>	⑪ ※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →